

新型コロナウイルス感染症に関する規定（令和5年5月8日より）

1 授業日当日について

- (1) 本人が陽性の場合は、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状（以下「症状」）のある・なしに関わらず出席停止とします。
- (2) 本人が陰性の場合でも、「症状」から、新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合、お休みする場合は出席停止とします。ご連絡の際に、その旨をお伝えください。

2 授業日当日、家族が陽性の場合について

- (1) 本人が陰性で、「症状」もなければ、登校できます。
- (2) 本人が陰性でも、家族が送迎できない場合は出席停止とします。ご連絡の際に、その旨をお伝えください。

3 コロナ陽性の報告について

- (1) コロナ陽性の報告は、授業日当日の場合のみとします。その他のご連絡と同様に、ポータルで報告してください。前日までに陽性であっても、報告の必要はありません。
- (2) 感染症の罹患や治癒に関する、簡易検査キット等の画像の提出は必要ありません。

以上、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。